

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、下記のとおり指定障害福祉サービス事業所を指定しました。

#REF!

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	指定年月日
株式会社シンシード	ケアステーション あゆみ	中区猫屋町4番17号	居宅介護	令和8年5月1日
株式会社シンシード	ケアステーション あゆみ	中区猫屋町4番17号	重度訪問介護	令和8年5月1日
株式会社ミレニアム	介護事業所みっれ 広島	中区国泰寺町一丁目8番20号	居宅介護	令和8年5月1日
株式会社ミレニアム	介護事業所みっれ 広島	中区国泰寺町一丁目8番20号	重度訪問介護	令和8年5月1日
株式会社オリエンタルブルーム	カーケルB	中区大手町三丁目8番4号 佐野ビル6階	就労継続支援B型	令和8年5月1日
株式会社しぜん	しぜん千田町	中区東千田町二丁目11番8号1F	就労継続支援B型	令和8年5月1日
株式会社アズ福祉サービス	センス	中区千田町三丁目I番10号2F	就労継続支援B型	令和8年5月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、下記のとおり指定障害福祉サービス事業所の廃止の届出がありました。

#REF!

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	廃止年月日
生活協同組合ひろしま	生協ひろしま介護サービス・安佐北	安佐北区口田南八丁目1番3号	同行援護	4月30日

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、下記のとおり指定障害児通所支援事業所を指定しました。

#REF!

広島市長 松井 一寛

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	指定年月日
株式会社ジーエル	NewStep広島大芝教室	西区大芝三丁目7番12号 アイビル1階	児童発達支援	令和8年5月1日
株式会社ジーエル	NewStep広島大芝教室	西区大芝三丁目7番12号 アイビル1階	放課後等デイサービス	令和8年5月1日
社会福祉法人リアン	こどもデイサービス・ちゅーりっぷ	西区楠木町三丁目13番36号	放課後等デイサービス	令和8年5月1日
株式会社ラフラインズ	ウィルサポ五日市	佐伯区五日市駅前三丁目3番11号	児童発達支援	令和8年5月1日
株式会社ラフラインズ	ウィルサポ五日市	佐伯区五日市駅前三丁目3番11号	放課後等デイサービス	令和8年5月1日
株式会社すぽーと	放課後等デイサービス Nobius	佐伯区五日市二丁目6番4号	放課後等デイサービス	令和8年5月1日
株式会社HarmonyLink	放課後等デイサービス ハーモニーキッズ東雲	南区東雲三丁目10番30-801号	放課後等デイサービス	令和8年5月1日
社会福祉法人 微妙福祉会	多機能型障害児通所支援事業所 パレット・キャンパス	南区東雲本町二丁目4番19号クレスト東雲1階	放課後等デイサービス	令和8年5月1日
株式会社アースオペレーション	こぼんはうすさくら 戸坂教室	東区戸坂山崎町8番6号OMビル1階	児童発達支援	令和8年5月1日
株式会社アースオペレーション	こぼんはうすさくら 戸坂教室	東区戸坂山崎町8番6号OMビル1階	放課後等デイサービス	令和8年5月1日
株式会社リィ	Lii sports studio広島駅前	東区光町一丁目9番2号 第4寺岡ビル3F	児童発達支援	令和8年5月1日
株式会社Labry	クォーレプレミオ白島教室	中区東白島町19番73号エスペランサ城北202号	放課後等デイサービス	令和8年5月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第79条第2項の規定により、下記のとおり地域生活支援事業の開始の届出がありました。

#REF!

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	開始年月日
株式会社シンシード	ケアステーション あゆみ	中区猫屋町4番17号	移動支援	令和8年5月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により、下記のとおり指定特定相談支援事業所を指定しました。

#REF!

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	指定年月日
合同会社オルカ	相談支援事業所オルカ	西区南観音七丁目10番23-103号	特定相談	令和8年5月1日
合同会社安佐	相談支援事業所 あさがお	安佐南区伴東三丁目7番11-101号	特定相談	令和8年5月1日

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、下記のとおり指定障害児相談支援事業所を指定しました。

#REF!

広島市長 松井 一寛

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	指定年月日
合同会社オルカ	相談支援事業所オルカ	広島市西区南観音七丁目10番23-103号	障害児相談	令和8年5月1日
合同会社安佐	相談支援事業所 あさがお	安佐南区伴東三丁目7番11-101号	障害児相談	令和8年5月1日